

2021 年度 人身取引関連省庁とJNATIPとの意見交換会

～NGOの視点から政策を問い直す～

斎藤 恵子



矯風会が加盟し筆者が運営委員として参加しているJNATIP[※]（人身売買禁止ネットワーク）と人身

取引関連省庁との2021年度意見交換会は10/25（オンライン）及び11/18（2年ぶりに内閣府にて対面）の2回開催された。

JNATIPは弁護士、学識経験者、現場で直接被害者に接する国内NGOスタッフ、国際NGOメンバーほか民間の多様な人材からなる。その強みを發揮し、この問題をめぐ

る世界的潮流や法的観点および被害者に寄り添った支援等から見えてくる課題等を基に、政府に対し22項目58の要請および質問を事前提出し、会議に臨んだ。

■労働搾取

10/25は、主に厚生労働省・法務省・出入国在留管理庁に対し労働搾取について質疑・要望を行った。

新型コロナウイルス感染症の長期化が技能実習生やその他の外国人労働者へ及ぼす影響と省庁の対策、2021年度アメリカ国務省・人身取引報告書で指摘された技能実習制度の問題点への各省庁の認識と対処、技能実習生が妊娠により解雇される問題や、技能実習生による新生児の「遺棄」事件の問題への見解、「外国人家事支援人材」の労働実態を明らかにするために必要な政府統計の提示および実施団体への適切なモ

ニタリング・指導等、政策への具体的な質問・要請が続いた。同時に、実態把握のために当事者を支援しているNGOからのヒアリングの実施、人身取引議定書の定義に照らせば人身取引を疑うべき労働搾取事案への対応も改善するよう要請した。

筆者は、スリランカ人女性が元交際相手からのDV被害を訴え交番に助けを求めたにもかかわらず被害者としての支援が優先されず、入管法違反で現行犯逮捕され、名古屋の入管施設に長期収容後2021年3月に死亡した事件について言及し、人身取引被害を訴える外国人が救済を求めた時は被害者保護を優先した対応を徹底するよう警察庁と出入国在留管理庁に要望した。

■性的搾取

性的搾取についてはまず、国際的には児童買春・児童ポルノ（少なく

とも製造)は人身取引にあたること、アメリカ国務省が2020年に日本の人身取引対策への評価を1ランク格下げした要因の一つが児童に対する商業的性搾取が人身取引として認定されていない点であることを指摘し、政府の積極的な対応を求めるとともに児童買春や児童ポルノ製造が人身取引にあたる可能性があることを広報等で周知するよう要請した。

筆者は国内法で使用されている「児童ポルノ」という用語について、真の「合意」とは何かという議論はあるものの「ポルノ」は大人が「合意」の上で性行為を行いそれを性的快楽を目的として不特定多数に向けて配信されるという前提の上に存在しているが、児童の場合は「合意」はなく性的虐待にあたること、同様の観点から現在国際的に「CSAM : Child Sexual Abuse Material

(児童の性的虐待画像)」または「CSAM : Child Sexual Exploitation Material (児童の性的搾取画像)」という用語が浸透しつつあることを指摘し、児童の性的虐待画像が見る者に与える影響が明らかになりつつあるとともにオンラインでの児童の虐待画像が精密化して実写と見間違えるほど進化している今、法務省にその対応を尋ねたが特段の回答は得られなかった。

右記の観点から、観光庁が子どもの性的虐待画像を販売する企業による観光地活性化セミナーへ職員を派遣したり、中高生と思しき子どもを性的対象として描くご当地キャラクターによる温泉地の活性化プロジェクトの後援を継続している点について遺憾の意を表明した。

そして、児童の性的搾取根絶を目指す観光庁は、世界観光倫理憲章

への各企業の誓約を支援し(同2条3項は人間に対するあらゆる搾取、特に性的な搾取が子どもに対して行われた場合には観光の基本的な目的に反するものであり、観光の否定を意味する、と明記)、責任ある持続可能な観光を推進するよう求めた。

このほかJNATIPの他のメンバーからは、ホテルにおける子どもの性的搾取防止のためのパンフレットの提示と普及を求める要望、性的合意年齢の引き上げ、デジタル性暴力や国内ポルノ被害への警察の対応、加害予防の働きかけ、困難な状況にある女性への公的な女性相談窓口の時間拡大等々質問・要望等が続いた。

対面で参加した各省庁職員数は34名。抽象的な回答が多い中、警察庁の数字や事例に基づいた丁寧な説明が印象に残った。(矯風会女性人権事業・女性福祉事業担当幹事)